

## 第2回都区財政調整協議会幹事会 次第

- 1 日 時 令和3年12月13日（月） 午後6時00分～
- 2 場 所 東京区政会館 191会議室
- 3 議 題 令和4年度都区財政調整について
- 4 進行次第（司会：東京都総務局行政部区政課長）
  - （1） 協 議
    - ・都側提案事項について
    - ・区側提案事項について
    - ・その他について
  - （2） その他
- 5 配付資料
  - （1） 令和4年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方  
（第2回財調協議会幹事会：令和3年12月13日）

令和4年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第2回財調協議会幹事会：R3.12.13）

取扱注意

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	広報広聴費の見直し	特別区において有料広告事業を行っている実態を踏まえ、特定財源として「広告料収入」を新規算定する。 (第1回幹事会)	広告料収入は、各区が厳しい財政状況の中で、歳入確保のために努力した成果であり、本事業を行うことによって必然的に発生する歳入ではない。そのため、広告料収入を財調算定すべきとする都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	
2	職員互助組合等交付金の見直し	職員互助組合等交付金のうち事業運営助成金について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 (第1回幹事会)	職員互助組合等交付金における一部の事業のみの検証結果からの提案であり、経費全体の検証が不十分であることから、都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	出張所管理運営費の見直し	出張所管理運営費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。 (第1回幹事会)	都案は、人口と決算額の相関のみに着目し、標準区経費を一部固定から全固定に変更する提案となっている。しかしながら、本事業の標準区経費の設定においては、標準区における施設の箇所数・面積等を考慮し設定すべきであることから、都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	
4	老人クラブ助成事業費の見直し	実施区が1区のみである老人社会奉仕団活動育成事業費の算定を廃止するとともに、特別区の実態を踏まえ、老人クラブ助成事業に係る需用費及び役務費を見直す。 (第1回幹事会)	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	
5	成人保健対策費（訪問指導）の廃止	本事業については、実施区が5区のみであることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	都案は、直営や委託などの実施形態を含めた事業実施区数や実施件数が不明確であり、区の実態を踏まえた提案であるか判断できないため、妥当ではない。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	不燃ごみ中継作業経費の見直し （態容補正）	不燃ごみ中継施設の用地賃借料について、平成25年度以降算定実績がなく、また、当該施設を有する2区においては従前から算定実績がないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	特別区における廃棄物処理体制は、中継施設も含めて一体として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。不燃ごみ中継施設における用地賃借料についても、平成25年度以降算定実績がないとしても、施設が存在する限り、移転及び改築等により将来発生する可能性がある経費であることから、算定を廃止する都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	
7	不燃ごみ中継施設の改築・プラント更新経費加算の廃止 （態容補正）	不燃ごみ中継施設は、不燃ごみ量の減少等により廃止が続いており、現状では2施設となっている。また、改築・プラント更新の予定がないことを当該施設を有する2区に確認している。 本補正は平成18年度に設定して以来、一度も算定実績がなく、また、今後算定する見込みもないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	特別区における廃棄物処理体制は、中継施設も含めて一体として機能しているものであり、現時点においてもその普遍性は変わっていない。また、これまで算定実績がなく、現時点で改築等の計画がないとしても、中継施設の改築・プラント更新の経費は、施設が存在する限り、将来明らかに発生する経費であり、当補正は継続すべきである。 （第2回幹事会）	
8	農業委員会運営経費の見直し （態容補正）	農業委員会運営費における特定財源について、農業委員会交付金の実績を踏まえ、算定を見直す。 （第1回幹事会）	都案は、農業委員会交付金の実績を踏まえ、算定を見直すとのことだが、実際の農業委員会交付金は農地面積、農家戸数等を基準として算定を行っているにもかかわらず、農業委員会設置区の平均により算定を見直す都案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	農漁業振興経費の見直し (態容補正)	農漁業振興に係る経費については、農漁業世帯数に応じて本態容補正で加算している。 現行算定は、事業実施区が9区しかないにもかかわらず、該当世帯のある20区に経費を加算している。算定方法改善のため、農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す。 (第1回幹事会)	都案は、農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直すとしているが、農業委員会を設置している区は事業実施区のうち、6区にとどまっている。農業委員会設置区のみ算定を行う都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	
10	公有地拡大推進法 施行事務費の見直し	公有地拡大推進法施行事務費について、調査したところ、経費発生区は11区であり、節毎の状況を確認しても、役務費の7区が最多の節であるため、算定廃止すべき事業と考えるが、当事業については法施行事務であり、予算化せずに事業実施している区があることを踏まえ、算定廃止ではなく、経費を縮減した上で全固定とし、都市整備総務費へ経費を移行する。 (第1回幹事会)	都案は、実績はあるが経費を明確に区分していない等の理由で決算額を回答していない区も含め、23区平均により標準区設定をしていることから、妥当ではない。 経費の移行についても、本事業は個別の法定事務であり、経費の性質からも、都市整備総務費とは異なるため、都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	
11	地籍調査事業費の見直し	地籍調査事業費については、国庫支出金及び都支出金の対象事業を算定している。 当事業に係る各区の特定財源の実績額を確認したところ、算定が過大であったことから、算定経費を縮減するとともに、全比例での算定に変更する。 (第1回幹事会)	都案は、国庫支出金及び都支出金の実績額を補助率で割り返して事業費を設定しており、補助対象事業費を含めた特別区の実態を踏まえていないことから、都案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
12	道路改良工事費の見直し (態容補正)	<p>土木費では、道路の更新・改修を含め、全ての区道の改良工事に要する経費を算定している。</p> <p>一方、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、事業費の実額に基づき算定された交付対象経費における地方債収入相当額を、翌年度以降均等分割により、その他諸費で算定している。</p> <p>そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費における算定額と、都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じていることから、現在、態容補正を設定し、減額している。</p> <p>しかし、現在の算定方法では、都市計画交付金算定対象の地方負担額と本態容補正による減算額が一致せず、財調算定上の不整合が生じていることから、減算額を「都市計画交付金算定対象の地方負担額」へ見直すことを提案する。</p> <p>なお、本提案については、昨年度の財産費の見直しに係る協議において、区側からの「減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はない」という発言を受け、土木費で見直す内容とした。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>区側としては、昨年度の協議により、算定の重複は、土木費における減算により適切に解消できていると考える。そのため、本態容補正による現在の算定方法で不整合は生じていないと考える。なぜ、財調算定上の不整合が生じていると考えるのか、都側の見解を伺う。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
13	学校運営費（防犯ブザー）の見直し	<p>学校運営費の防犯ブザーに係る経費について、1個あたりの単価が実態と乖離しているため、小学校費については単価の見直しを行い算定を充実する。また、中学校費は実施区が6区のみであることから算定を廃止する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>都案は特別区の実態を踏まえた提案であり、合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
14	教育研究奨励費の廃止	教育研究奨励費について、実施区が7区のみであることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	都案は、実施区が7区のみであるということだが、今回、本事業について区側の実態を把握するためにどのように事業目的や対象とする事業を定義し、調査を行ったのか伺う。 (第2回幹事会)	

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項  
基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	職員健康管理費	<p>区側提案は職員健康管理費における単価と規模を見直す提案とのことである。</p> <p>会計年度任用職員等分の規模については、各区実績の回帰分析により設定しているとのことだが、財調においては地方交付税制度同様25%の自主財源比率が設定されている。各区実績の人数は自主財源の25%分の人数は除かれているのか伺う。</p> <p>また、各区の単価を確認すると、職員健康管理委託料は5,400円から36,200円の約6.7倍、ストレスチェック調査委託は200円から3,100円の15.5倍の単価差となっている。このような単価差はどのような理由で発生しているのか伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>職員健康管理委託及びストレスチェック委託並びに雇入時健診に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。職員健康管理委託及びストレスチェック委託の標準区経費は、単価については各区の受診対象者1人当たり単価、標準区における会計年度任用職員等受診対象者数は各区実績の回帰分析により設定する。また、雇入時健診の標準区経費は、単価については各区の受診者1人当たり単価、標準区における受診者数は各区実績の回帰分析により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
2	地域コミュニティ活動支援費	<p>区側の調査結果をみると、他の項目において算定済の事業が散見されるため、精査が必要である。</p> <p>また、今回の提案では、2年間の実績を基本として、一部単年の実績を用いて標準区経費を設定しているが、この理由を伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>地域コミュニティ活動支援費について、特別区の実態を踏まえ、包括算定されている経費全体を見直し、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	
3	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	<p>区側提案は、各区の経費にばらつきがあることから、一部の突出している区を含め、精査する必要があると考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの運営に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	



基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	会計管理費（預金 利子）	区側提案は、市中金利における利率低下の状況を踏まえて現行算定を見直すものである。預金利子収入は、市中金利の影響を受けるものであり、同様に市中金利の影響を受ける元利償還金の利率は毎年度変動させていることから、毎年度メンテナンスすべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	預金利子について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
5	企画調査費	基本構想・基本計画・実施計画とはどのような計画か、その定義を伺う。また、これらの策定経費については、按分不可として経費積算から除外となっている区が多く、適切な標準区経費の設定となっていない上、実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する必要があると考える。 さらに、公共施設等総合管理計画については、決算額が最大の区と最小の区で、1,156倍もの大きな差が生じているが、この理由を伺う。 加えて、区民意識調査については、平成30年度財調協議における区側調査では23区中22区の実施となっていたが、今回の区側調査によると、23区中14区の実施となっている。この理由を伺う。 （第2回幹事会）	企画調査費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、基本構想策定経費、基本計画策定経費、実施計画策定経費、公共施設等総合管理計画については、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 また、区民意識調査経費については、一部固定での算定とし、標準区費は回帰分析により設定する。 あわせて、特別区の実態を踏まえ、基本構想については20年計画、基本計画及び公共施設等総合管理計画については10年計画、実施計画については3年計画、区民意識調査については2年に1回の実施とし、それぞれ毎年1/20、1/10、1/3、1/2ずつ算定する。 （第1回幹事会）	
6	住居表示管理費	区側提案は、決算の回帰分析や事業の性質等を踏まえ一部固定での算定とするとのことだが、一部固定とする事業の性質とは何か伺う。 （第2回幹事会）	住居表示管理に要する経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	生活困窮者自立支援事業費(被保護者就労準備支援事業等)	区側提案は、既に算定されている生活困窮者自立支援事業費のうち、被保護者就労準備支援事業について算定を改善するとともに、現在算定されていない被保護者健康管理支援事業を新規に算定すべきというものである。 既算定経費は、前年度の国庫内示額に基づき標準区経費を設定していることから、同様の方法にすべきであると考え。 次に、算定対象とする事業については、これまでの見直しにあわせ実施区数が半数以上の事業とすべきと考える。 (第2回幹事会)	生活困窮者自立支援事業費について、被保護者の健康の保持及び増進を図るための被保護者健康管理支援事業に係る経費を新規に算定する。併せて、被保護者就労準備支援事業に係る経費について、国庫補助事業の改廃を踏まえ、算定を改善する。なお、補助実績の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和2年度の補助実績の回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
8	避難行動要支援者個別計画策定経費	区側提案における事業モデルを確認すると、優先度を踏まえた計画を作成している3区の実績のみを用いている上、直近2か年平均決算額も約10万円から約860万円とばらつきがあり、標準区経費の設定として適切ではない。 個別避難計画の作成経費については、令和3年度から地方交付税措置がされていることから、地方交付税に準拠したモデルの設定に修正すべきと考える。 なお、地方交付税においては、優先度が高い避難行動要支援者への計画作成経費が措置されており、おおむね5年程度で作成に取り組むこととされているため、令和8年度までの時限算定とすべきと考える。 (第2回幹事会)	令和3年5月20日施行の「災害対策基本法」一部改正により努力義務化された、避難行動要支援者個別計画策定に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は優先度を踏まえ計画を策定する、標準的な事業モデルにより設定する。 (第1回幹事会)	
9	国民健康保険事業助成費(オンライン資格確認システム運営負担金)	平成30年度財調協議において、標準区経費は政令基準により設定することとしており、現行算定は、低所得者対策に係る繰出金を除けば、主として事務経費を算定している。 オンライン資格確認システム運営負担金については、政令基準によるものか、まず確認したい。 (第2回幹事会)	国民健康保険事業助成費について、令和3年10月よりオンラインでの被保険者資格確認が開始されたことに伴い生じるオンライン資格確認システム運営負担金を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は厚生労働省から示される単価により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	【単位費用】【態容補正】国民健康保険事業助成費 （子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置）	国民健康保険事業助成費の算定における基本的考え方としては、前々年度決算値を用いることとして平成20年度財調協議において整理されている。そのため、均等割単価も前々年度単価により設定すべきと考える。 また、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とのことだが、どのような性質から判断したのか伺う。 （第2回幹事会）	国民健康保険事業助成費について、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費については、均等割単価は令和3年度単価により設定し、未就学児数は特別区全体の被保険者数に対する未就学児の割合を標準区被保険者数に乗じて設定する。 また、現行の均等割保険料軽減と同様に、当該区の未就学児の多寡により割増又は割減となる態容補正を設定する。 （第1回幹事会）	
11	後期高齢者医療制度事業助成費（健康診査委託料）	平成20年度財調協議において、「特定健診について、従来老人保健事業として実施されてきた基本健康診査が廃止され、75歳以上については広域連合での特定健診へ移行するが、制度設計上、一般財源負担は発生しないことから、財調上は算定対象としない」とこととした。 区側提案の健康診査事業については、特定健診に該当することから、財調上、算定対象とはならないものとする。 （第2回幹事会）	後期高齢者医療制度事業助成費について、健康診査事業に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費については、基本項目及び半数以上の区が実施する項目を対象とし、受診者数は回帰分析、単価は実施区平均及び診療報酬単価により設定する。 （第1回幹事会）	
12	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費	昨年度の区側提案に対し、都側から「標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が不十分」、「プレハブといった一時的に設置されている施設の改築・大規模改修経費を、児童福祉費で標準算定されている他の施設と同様の単価や年度事業量を用いて算定することについて、考え方を整理する必要がある。」と指摘しているが、どのように標準区経費を設定したのか伺う。 また、区案は、令和2年度決算額のみを用いて標準区経費を設定している。令和2年度は、例年にはないパーテーションの購入経費など、新型コロナウイルス感染症対応経費が含まれていると考えられることから妥当ではないと考えるが、令和2年度単年度の決算のみで標準区経費を設定した理由を伺う。 （第2回幹事会）	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブに係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、人件費については全比例、経常的経費及び投資的経費については一部固定での算定とし、それぞれ施設数、施設面積等を踏まえ、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	私立保育所施設型給付費等	<p>公定価格においては、基本分単価のほか、加算要件を満たした場合に加算される各種加算額がある。区案は、この各種加算額について、どのように標準区経費を設定しているのか伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>公定価格の見直しに伴い、私立保育所施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
14	【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等	<p>公定価格においては、基本分単価のほか、加算要件を満たした場合に加算される各種加算額がある。区案は、この各種加算額について、どのように標準区経費を設定しているのか伺う。</p> <p>処遇改善等加算Ⅰについて、加算率15%で積算すべきところ、16%で積算していることから、当該部分を修正するとともに、他に誤りがないか、改めて精査すべきと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>公定価格の見直しに伴い、私立認定こども園施設型給付費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
15	利用者負担（保育所等）	<p>今回の区側提案は、国の定める上限額による設定ではなく、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきとの内容である。</p> <p>この見直しについては、これまでも複数回にわたり区側から提案され、その際、子ども・子育て支援法における施設型給付費に係る利用者負担額の定めや、地方交付税における施設型給付費の積算方法を踏まえ、国基準によるべきものとする都の考えをお示してきた。</p> <p>今回の区側提案に当たり、今述べた国基準の状況に変化があったのか伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>保育所等の利用者負担については、子ども・子育て支援法において、政令で定める額を限度として区市町村が定める額とされており、財調における保育所及び認定こども園の利用者負担の算定は、この国が定める上限額をもとに設定されている。</p> <p>一方、特別区においては以前より、保護者の負担を軽減する観点から、いずれの区においても国が定める上限額より低い水準で保育料を設定してきた。</p> <p>今回の提案に当たり、令和元年10月から制度が開始された幼児教育・保育の無償化や、都の実施する多子世帯負担軽減事業等を踏まえ、各区が設定する保育料について改めて実態を調査したところ、現行の国基準の算定と大きく乖離している状況が、改めて明らかとなった。</p> <p>幼児教育・保育の無償化の目的にも掲げられている、子育て世代の負担軽減による少子化対策を強く推し進める観点からも、各区が実施する保育料の軽減は重要な施策である。</p> <p>財調においても、国の定める上限額による設定を改め、特別区の実態を踏まえた利用者負担額により算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
16	女性福祉資金貸付金	区側提案は、実施区が少数となっている貸付金を廃止するだけでなく、これまで算定していた貸付金が償還されるよう標準区経費を設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 (第2回幹事会)	女性福祉資金貸付金について、特別区の実態を踏まえ、貸付金を廃止するとともに、令和3年度までに算定した貸付金を今後7年間で償還するものとして諸収入を設定し、算定を改善する。併せて、貸付金の償還が完了する令和10年度までの時限算定とする。 (第1回幹事会)	
17	保育室運営費等事業費	保育室運営費等事業費については、平成25、26年度財調協議において都側から実施区が7区のみであったことから廃止提案をしたが、協議不調となった。今回、区側から廃止提案がなされているが、現在の実施区は何区であるのか伺う。 (第2回幹事会)	保育室運営費等事業費について、実施区数が少数に留まり、今後も減少傾向が見込まれることから、算定を廃止する。 (第1回幹事会)	
18	住宅宿泊事業経費	区側提案は、令和元年度のみの実績に基づき標準区経費を設定しているが、単年度実績とした考えを伺う。また、標準区経費の設定に当たり、経費発生区のみ決算平均額を取っている点については、精査が必要であると考え。 (第2回幹事会)	「住宅宿泊事業法」の施行に伴い、事業者からの届出受理等に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は経費発生区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
19	健康診査（胃がんリスク検診）	胃がんリスク検診については、厚生労働省健康局長通知別添の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく検診ではないため、標準的な需要とはいえないと考える。 (第2回幹事会)	健康診査（胃がんリスク検診）に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施実績と人口規模をもとに設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	公衆喫煙所維持管理経費	各区で整備されている公衆喫煙所には、その設置主体、屋内のものや屋外のもの、その形状等様々だが、本提案における公衆喫煙所とは、どのようなものとして定義付けているのか、具体的に伺う。 (第2回幹事会)	令和2年4月1日施行の「改正健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」に合わせて整備されている公衆喫煙所について、維持管理に係る経費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は経費発生区平均により設定する。 (第1回幹事会)	
21	母子保健指導費 (両親学級)	母親学級と両親学級を統合した理由を伺う。 また、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とのことだが、どのような性質から判断したのか伺う。 (第2回幹事会)	母子保健指導費における母親学級について、特別区の実態を踏まえ、母子保健指導費（母親学級）を母子保健指導費（両親学級）と統合し、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	
22	【投資】清掃工場 その他施設	現行の標準区経費は清掃一部事務組合の作成する今後50年間の施設整備計画に基づき設定されている。区側提案の基となった一般廃棄物処理基本計画は令和16年度までの施設整備計画のみの公表となっているが、今後50年間の施設整備計画が具体的にどのような計画となっているのかお示しいただきたい。 また、今回の標準区経費の設定にあたっては、施設整備計画を踏まえた事業費や特定財源を盛り込んだ財源計画が必要となるが、今後50年間の財源計画が具体的にどのような計画となっているのか併せてお示しいただきたい。 次に、財源計画には組合債の発行計画を踏まえて元利償還金を計上しているが、計画上見込んでいる組合債の利率をどのように設定しているのか伺う。 (第2回幹事会)	清掃工場の改築経費等について、東京二十三区清掃一部事務組合の一般廃棄物処理基本計画の改定を踏まえ、算定を改善する。なお、標準区経費は、1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））	昨年度の合意では、一件当たりの貸付金額を7,740千円、総貸付件数83,973件、総貸付金額6,500億円と見込み、この貸付金について、令和3年度の利子補給に係る経費を算定した。 昨年度の一件当たりの貸付金額、総貸付件数、総貸付金額について、実績を伺う。 （第2回幹事会）	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））について、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業への融資あっせんの利子補給に係る経費を新規に算定する。また、令和4年度以降の経費を令和4年度から令和10年度にかけて時限的に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和3年9月末実績の平均貸付金額と令和3年度の貸付件数見込を乗じて設定する。 （第1回幹事会）	
24	商工振興費（工業振興費助成）	区側提案は、平成30年度財調協議における都側の意見を踏まえた提案とのことだが、内容を確認すると、実施区数が少なく普遍性のない事業も含んだ提案となっているなど、都側意見を踏まえたものとなっていない。本提案に当たり、都側意見をどのように踏まえ、標準区経費を設定したのか、具体的に伺う。 また、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とのことだが、どのような性質から判断したのか伺う。 （第2回幹事会）	商工振興費について、包括算定されている工業振興費助成の経費全体を見直し、算定を充実する。 平成30年度財調協議での都側の意見を踏まえ、各区の工業振興助成における実施事業をすべて検証し、本経費で算定されている各事業が継続して実施されており、経費については、増加していることが確認できた。これらを踏まえ、算定を充実する。 なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施実績と事業所数をもとに設定する。 （第1回幹事会）	
25	消費者対策事業諸費（消費者相談）	区側提案は、単価は変えずに規模となる人数、回数や日数を見直すものとなっている。その規模について、各区ではどのような実績となっているのか伺う。 また、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定としているが、どのような性質から判断したのか伺う。 （第2回幹事会）	消費者相談事業に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
26	建築行政費（防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託）	当業務に関しては、平成28年度から開始されているものと認識しているが、令和2年度のみの実績に基づき、標準区経費の件数を設定する妥当性について伺う。 （第2回幹事会）	「建築基準法」の一部改正により義務化された特定建築物の防火設備定期検査報告に係る公益財団法人への委託料について新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は、単価及び件数を実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27	耐震診断支援等事業費	<p>都は、令和3年3月に耐震改修促進計画を改定し、耐震化の新たな目標を示すとともに、目標達成に向け、更なる取組を推進することとしている。</p> <p>また、当計画の中で、都は、区市町村が実施する普及啓発に係る経費や耐震診断・耐震改修等への助成に係る経費を補助することで、戸建て住宅等の耐震化を総合的に支援することとしている。</p> <p>今回の区側提案では、当計画に基づく耐震目標や計画年度により、標準区経費の設定を行っており、「区側としても目標の達成に向けて、都と力を合わせて本施策を展開していく」との発言もあったところである。</p> <p>そこでまず、標準区経費の設定に当たり、どのように特定財源を設定したか、伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>本事業は、住宅の耐震化率の目標を令和2年度までに95%とする都の耐震改修促進計画に基づき、令和2年度までの時限算定となっていた。今回、都の計画が改定され、目標が令和7年度までにおおむね解消となったことから、耐震診断支援等事業に要する経費を、令和4年度から令和7年度にかけて時限的に算定することを提案する。</p> <p>具体的な提案内容としては、木造住宅並びに非木造住宅の耐震化について令和7年度までに完了となるよう耐震診断助成、耐震改修設計助成、耐震改修助成及び普及啓発事業に要する経費を算定するものである。</p> <p>都の計画には、更なる耐震化を進めていくため、これまで以上に都と区市町村との連携を強化するとある。区側としても目標の達成に向けて、都と力を合わせて本施策を展開していく。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
28	【投資・態容補正】防災生活道路整備・不燃化促進事業（まちづくり）	<p>当態容補正については、まちづくりに要する事業費を加算するものであり、加算に当たっては、それぞれの事業に係る区負担額に「2/2」あるいは「1/2」を乗じる調整を行っている。今回、都補助が延長されたことに伴い新規算定を行うとのことだが、「防災生活道路整備・不燃化促進事業」に係る経費について、「2/2」算定とする理由について、伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>都の「防災都市づくり推進計画」の改定に伴い、新たに時限的に東京都防災密集地域総合整備事業補助金の対象とされた、防災生活道路整備・不燃化促進事業に係る経費について、まちづくりに要する事業費を加算する態容補正により新規に算定する。なお、算定対象は、補助対象事業費から補助額を控除した補助裏部分を「2/2」算定とし、算定年度については、当態容補正が前年度事業費を加算するものであるため、当事業に対する都補助事業が終了する年度の翌年度までの算定とする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
29	【小・中学校費】学校運営費（学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費）	<p>学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業に係る経費について、回収日数に各区でばらつきがあるため、標準区経費の設定として妥当ではないと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>学校運営費について、学校給食用牛乳の空き紙パックのリサイクル回収に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和2年度の休校期間を踏まえ、令和2年度決算に、令和2年度と令和3年度の回収実施日数の比率を乗じた後、回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	



基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
30	【小・中学校費】 学校運営費（学習状況調査費）	学習状況調査については、国において小学校6年生及び中学校3年生を対象に調査を実施している。区が独自に行っている調査は、国の調査の上乗せとして追加的に実施しているものであり、各区が財政状況を勘案の上、独自の政策判断により実施しているものとする。そのため、本提案事業は、財調上で算定すべき標準的需要ではないと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、児童・生徒一人ひとりの学習状況を把握するため行う学習状況調査に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により学年別に設定する。 （第1回幹事会）	
31	【小・中学校費】 学校運営費（家庭学習環境通信整備事業費）	各区で実施している事業の対象者が一様ではなく、標準区経費として妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、タブレット等を用いた家庭学習を行うためのルータ貸付等、通信環境整備に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析による経費に、標準区における児童生徒数及び貸付等対象児童生徒数の発生率を乗じて設定する。 （第1回幹事会）	
32	【小・中学校費】 学校運営費（学校教育ICT化関連経費）	運用保守経費について、既に算定されているICT支援委託との業務内容の違いについて明らかにされたい。また、国が令和4年度から補助事業として実施を予定しているGIGAスクール運営支援センター整備事業と同種の事業であるとするが、区の見解を伺う。 学習用ソフトウェアライセンス料について、国が無償利用可能なものとして実施しているMEXCBT（メクビット）事業と同種の事業であるとするが、区の見解を伺う。 （第2回幹事会）	学校運営費について、児童・生徒一人一台のPC導入に伴う、運用支援及びヘルプデスクの設置に係る運用保守経費並びに学習用ソフトウェアライセンス料を新規に算定する。なお、決算見込額の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	
33	【小・中学校費】 学校運営費（授業目的公衆送信補償金）	標準区経費の設定において、在籍人数を用いるべきところを、一部の区で定員数を用いられていることから、当該部分を修正するとともに、他に誤りがないか、改めて精査すべきと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、授業目的公衆送信補償金を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、単価は授業目的公衆送信補償金規程に定める金額により、人数は通常学級及び特別支援学級等の在籍人数の割合により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
34	【小・中学校費】 学校運営費（学校諸室冷房設備整備経費）	標準区経費の設定については、教育費において既に算定をしている普通教室等の空調経費と同様にリース経費とすべきと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、特別教室及び給食室への冷房設備の整備及び保守点検に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により算出した1㎡当たり単価と国庫負担金等の交付に係る運用細目及び財調における標準事業規模にて定める特別教室等の面積により設定する。 （第1回幹事会）	
35	【中学校費】学校職員費（部活動指導員報酬）	部活動指導員については、時間当たりの単価を1,600円とした都の補助事業が実施されているため、標準区経費については、この都補助単価を基に単価を設定すべきである。また一校当たりの時間数について、実施区平均を用いた標準区設定は妥当ではない。 （第2回幹事会）	中学校における学校職員費について、部活動指導員に係る経費を新規に設定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
36	学校図書館システム運営費	学校図書館システムは学校ごとに導入されているシステムであるのか伺う。その上で、学校ごとに導入されているのであれば、その他の教育費で算定するのではなく、測定単位学校数に比例する経費として設定すべきと考える。また、システム導入以前は、職員が対応している業務であるため、当該システムの導入により縮減される経費についても所要の見直しを行うべきと考える。 （第2回幹事会）	学校図書館システムに係る経費について、新規に算定する。なお、回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
37	私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	<p>今回の区側提案は、国の幼児教育・保育の無償化上限額を超える部分に対して実施している都補助事業の上乗せとして、区が行う保護者負担軽減事業を算定すべきとの内容である。</p> <p>本提案については、これまでも複数回にわたり区側から提案され、その際、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」である都事業の上乗せとして実施しているものであり、財調上の「あるべき需要」ではないとする都の考えを示したところである。</p> <p>今回の区側提案についても、都事業の上乗せとして実施していることには変わりはないものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>本事業は、幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行っているもので、特別区の実施状況を踏まえ、新規提案とする。</p> <p>令和2年度財調協議では、都側から「本事業は、都事業に対する上乗せとして、実施しているものであり、区の自主財源事業である」として協議不調となった。</p> <p>まず、都事業と本提案の保護者負担軽減事業の関係性を整理する。都事業についてだが、都内幼稚園等の平均保育料が国の設定する無償化上限額に比べ高額であることから、その差額を補助することで保護者の負担を解消することを目的としている。</p> <p>次に、本提案の保護者負担軽減事業は、特別区内の幼稚園等の平均保育料が都内平均よりも高額なため、都事業を踏まえたとしても、なお保護者に負担が残ることから、都事業の上乗せとして保育料等を補助する事業となっている。</p> <p>よって両事業の目的は同一のものであり、このことから区が行う保護者負担軽減事業は不可欠なものであり、財調上、算定されるべきと考えている。</p> <p>ぜひ、区案に沿って整理されるようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	
38	障害者スポーツ推進事業費	<p>区側提案は、障害者スポーツの振興等に係る経費の決算を基に回帰分析を実施しているとのことであるが、具体的な事業内容が精査されておらず、標準区経費としての妥当性について判断ができない。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>障害者スポーツの振興や環境整備等に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
39	【中学校費】学校運営費（部活動講師謝礼等）	部活動講師については、部活動指導員と業務内容が類似しているため、見直しにあたっては、同一期間における双方の活用状況を確認する必要があると考える。しかし、標準区経費の設定に使用されている決算年度が、本提案と同時に提案されている部活動指導員に係る提案とで異なっていることから、同一期間の活用状況が確認できない。また、各区の時間単価にばらつきがあるが、その理由について伺う。 （第2回幹事会）	部活動のコーチ等として技術的な指導を行う部活動講師に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、1校当たりの経費を見直し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例による算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	
40	私立幼稚園施設型給付費	公定価格においては、基本分単価のほか、加算要件を満たした場合に加算される各種加算額がある。区案は、この各種加算額について、どのように標準区経費を設定しているのか伺う。 また、現行算定では、公定価格について、翌年度フレームには当年度の単価を使用しているが、区側提案では前年度単価が使用されている。これは使用する単価を変更することか。 さらに、加算額の積算に係る計算式に一部誤りがあるため、当該部分を修正するとともに、他に誤りがないか、改めて精査すべきと考える。 （第2回幹事会）	公定価格の見直しに伴い、私立幼稚園施設型給付費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 （第1回幹事会）	
41	放課後子ども教室推進事業費	区側提案は、特別区の実態を踏まえたものとのことであるが、具体的に対象としている事業内容等が精査されておらず、標準区経費としての妥当性について判断ができない。また、本事業については平成26年度財調協議において言及した「東京都放課後子供教室推進事業費補助金算定基準」があるべき妥当な水準であると考え。 （第2回幹事会）	放課後子ども教室推進事業費について、特別区の実態を踏まえ、業務委託による設定に見直すとともに、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	35人学級への対応	<p>まず、標準行政規模の見直しの基本的な考え方について、確認する。</p> <p>現在、小学校費の算定では、測定単位を、学校数・学級数・児童数の3つとしており、それぞれの標準行政規模は34校・612学級・24,480人となっている。</p> <p>これは、標準区において、小学校が34校あり、学校一校当たり各学年3学級の計18学級があり、一学級あたりの児童数が40人ということである。</p> <p>これまでの法改正により、令和4年度時点では、小学校の第1学年から第3学年について、一学級あたりの児童数が40人から35人に引き下げられる。</p> <p>例えば、40人が在籍するクラスが1クラスあった場合、35人学級の導入により、一学級20人が在籍するクラスが2クラス出来ることになる。この時、学級数は1学級増加する一方で、児童数は40人のまま、不変となる。</p> <p>例示した様に、法改正による影響は、在籍する児童数の合計が増減するものではなく、単純に考えれば、第1学年から第3学年の学級数の増加になると考えるが、区側提案では児童数を減少させるものとなっている。</p> <p>標準行政規模について、学級数ではなく、児童数を見直すこととした区側の見解を伺う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行されている。</p> <p>本提案は、この法改正に伴い、標準行政規模の小学校費等における児童数を見直すとともに、普通教室の不足に対応するため、特別教室等の普通教室への転用経費を算定するものである。</p> <p>提案内容だが、1点目の標準行政規模の見直しについては、令和4年度に小学校における第3学年までの1学級あたりの児童数を40人から35人に引き下げ、以降令和7年度まで段階的に引き下げるものである。なお、地方交付税においても、平成23年度に第1学年の学級編制標準が40人から35人へ改正された際には、同様の見直しが行われている。</p> <p>また、児童数の引き下げにあたっては、あわせて標準区経費の該当箇所を引き下げることで、最終的に単位費用に増減が生じないよう調整を行う。</p> <p>2点目の特別教室等の普通教室への転用経費については、35人学級への対応によって、普通教室が不足する区立小学校を抽出し、その発生率を算出した。ここから標準区における特別教室等の普通教室への転用が必要となる学校数を算出し、これに転用を行う1室当たりの実施区平均の整備単価を乗じて、積算した。</p> <p>本提案は法改正に対応する経費であり、財調においても、必要な需要として、反映すべき内容と考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

## 2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	<p>特別交付金の割合については、平成19年の都区協議会において、条例の本則を2%から5%に変更する改正条例文案を提示して都区で合意し、改正したものである。</p> <p>各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。</p> <p>これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできたが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。こうした財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えます。</p> <p>また、区側から「現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のこと」との発言があった。</p> <p>特別交付金とは、地方自治法施行令で、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のための特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付すると定められている。「5%の規模に見合うようにするため」との理由で申請されるべきものではない。</p> <p>特別な事情に該当しないものを、「5%の規模に見合うようにするため」に申請しているのであれば、これを改めるべきであることは言うまでもない。</p> <p>また、区側から、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があったが、特別交付金の算定ルールについては、都側で一方的に策定したのではなく、都区で議論を積み重ね合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について大きな問題はないと考えていることはあらかじめ申し上げておく。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>区側としては、各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、割合を2%に引き下げるべきと考える。</p> <p>例年の財調協議において、都側からは「普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるには、5%が必要である」との主張が繰り返されている。</p> <p>しかしながら、現行の特別交付金の割合が5%である以上、各区がそれに見合う規模の申請を行うことは当然のことであり、各区の申請状況をもって割合を改める必要はないとする論拠にはなり得ない。</p> <p>昨年度、区側で実施したアンケート調査にて、特別交付金の算定に関しての都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない運用ルールの明確化を求めた。</p> <p>その結果、今年度の都の特別交付金申請依頼通知において、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費について、算定除外経費として明記されることになった。</p> <p>今年度も引き続き、区側が認識していない運用ルールの明確化を行い、特別交付金の算定の透明性・公平性を高めたいと考える。</p> <p>具体的には、都側が統一対応として算定除外としている事業を、毎年度各区に提示することを提案する。</p> <p>このことにより、算定の透明性や公平性が高められ、かつ、不要な申請作業が減ることから、都区双方の事務の軽減に繋がると考えているので、割合の見直しと合わせ、是非、前向きにご検討いただきたい。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)	<p>協議会でも申し上げたが、今年度の申請においても、相変わらず普通交付金で算定している事項の申請が見られ、区側提案により令和3年度から普通交付金の算定対象として合意された事項の申請も多くの区で見受けられた。</p> <p>中でも、昨年度「不要な申請作業が減少し、都区双方の事務の軽減に繋がる」ことから、算定除外経費として明確にすることを合意した各種システムの維持管理経費については、今年度も約半数の区から申請があるなど、事務の軽減には繋がっていない。</p> <p>現行の制度を適切に運用し、確実な算定を行うためだけでなく、都区双方の事務の軽減の観点からも、「算定ルールに基づいた適正な申請」となるよう、申請内容の精査については、改めてお願いしたい。</p> <p>なお、「区側が認識していない運用ルールの明確を求めました。その結果、今年度の都の特別交付金申請依頼通知において、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費について、算定除外経費として明記されることになりました。」との区側発言があった。</p> <p>これについては、これまでも区側提案により普通交付金算定された事項を特別交付金で申請しているケースが多数あったことから、令和元年度以降、特別交付金申請依頼に際して、協議により普通交付金算定されることとなった事項を明記して、各区宛に通知している。</p> <p>また、このほか、都の行う都区財政調整説明会においても説明するとともに、区で行う説明会においても説明をお願いしてきた。</p> <p>こうした一連の取組の一つとして、昨年度は都からの申請依頼通知に明記することとしたものである。</p> <p>(第1回幹事会)</p>		

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	都市計画交付金	<p>都市計画交付金については、第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。</p> <p>そのため、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化や都市計画公園整備事業の面積要件緩和など、様々な見直しを順次行ってきた。</p> <p>今後とも各区が取り組む都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応したいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>区側としては、従前から申し上げているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都市計画事業の実績に見合う配分や、交付率の撤廃・改善等、抜本的な見直しについて提案する。</p> <p>近年、都市計画税は、増収傾向にあり、平成29年度から令和2年度にかけて約216億円の増収となっており、特別区の都市計画交付金対象事業費についても年々増加傾向となっている。しかしながら、都市計画交付金予算額は、平成29年度以降200億円に据え置かれ、都市計画税に対する比率は年々低下し続けている。</p> <p>今後も市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、更なる特別区の一般財源負担と財調財源への圧迫が見込まれる。</p> <p>区側としては、これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求める。</p> <p>また、これまでも区側が再三情報の提示を求めているにもかかわらず、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。特に目的税である都市計画税の用途については、国は、議会や住民に対しその用途を明らかにするとともに周知することが適当であるとしている。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、区側が求める情報を開示すべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>（つづきあり）</p>	



2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 (つづき)		<p>昨今の財調協議においては、実質的な議論ができていない。都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的には財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しかしながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じていただくようお願いする。</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要である。10月に実施された「知事と区市町村長との意見交換」においても都側より、「都市計画事業というのは、都区一体、連携して進めていく大切な事業でございますので、今後も十分、意見交換をさせていただきながら、都市計画事業の円滑な促進に努めてまいりたいと思います。」との発言があったとおり、ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、ぜひとも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

## 道路改良工事費の見直し（態容補正）に係る論点メモ（都）

- 「都市計画交付金算定対象の地方負担額」と「態容補正による減算額」の不一致について

	都市計画交付金算定対象 地方負担額 (A)	態容補正減算額 (B)	(A) マイナス (B)
令和2年度実績	165,879千円	563千円	<b><u>165,316千円</u></b>
令和3年度実績	7,893千円	13,088千円	<b><u>△ 5,195千円</u></b>

< 参考 >

見直し反映後 令和2年度試算※	165,879千円	61,659千円	<b><u>104,220千円</u></b>
--------------------	-----------	----------	-------------------------

※見直し後の令和3年度道路改良単価・補正係数・実施率により試算